

日本学術会議会員任命拒否について（西胆振護憲諸団体ⁱ）の抗議声明

抗議：日本学術会議が推薦した第25期会員候補者105名のうち、6名が菅総理によって任命されなかった。このことについて、国会等での野党による度重なる説明要求にもかかわらず明確な理由説明はない。菅首相は総合的・俯瞰的に判断したとか、事前折衝がなかったとかいう的外れな言い逃れを繰り返している。このように国会で正確な回答をせず、説明要求を斥けることは民主主義に敵対するものである。また、恣意的ともいえる任命拒否は、憲法の定める学問の自由の理念に反する。我々護憲団体はこれには断固として異議を唱える。

そもそも国会で「説明しないこと」こそが民主主義とは相いれない権力者による「国民に対する暴力」である。主権者である国民に説明責任を果たすことが民主主義の基本だからである。仮に任命されなかった6名がその研究の結果得た学問的知見や政策への反対意見の表明のために任命されなかったとすれば、これは「思想および良心の自由」を定めた日本国憲法19条および「学問の自由」を定めた第23条に著しく違反する決定であるといえる。さらに総理大臣は99条に定める「憲法尊重擁護義務」を負う。

そもそも、日本学術会議法の前文には「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」と記されている。これは戦前の日本において、人文社会科学も自然科学もあわせてすべての学問や研究者が侵略戦争の遂行にいやおうなく動員され、その結果、国の内外に筆舌に尽くせぬ不幸をもたらしたことへの深い反省に基づいて定められたものである。日本の学術研究は人類の平和と福祉の増進のためになされるべきであり、戦争目的のための研究を認めない。こうして日本学術会議法は時の権力者の理不尽な軍事研究の要求をはねのけるための抵抗権を認めている。

菅首相には、すみやかに任用拒否の決定を撤回し、6人を任用し、当該会議の欠員を満たし、違法状態を解消することを要求するものである。

理由：日本国憲法が公布されて以来、この憲法は、わが国に今日まで73年にわたり平和と繁栄と学芸の発展に計り知れない貢献をしてきた。このことに鑑み、我々は将来にわたってこの「平和憲法」を守るとともに、さらなる内容の充実のために活動を行っている。この抗議は我々の護憲運動の目的に適う実践的行為であると判断し、この抗議声明を発した理由を次のように説明する。

菅首相は「（日本学術会議の会員は）広い視野を持ち、バランスの取れた行動を行い、国の予算を投じる機関として国民に理解されるべき存在であるべき」だと述べた。この声明は日本学術会議法前文に定められた理念を全く理解していない。日本学術会議法は人類の平

和と福祉の発展に資する研究を進めることを定めている。したがって、政府が軍事研究を推進せよと要求しても日本学術会議法の趣旨に反するがゆえにそれはできないと言わざるを得ない。

また、菅首相の声明には「国の税金を使っている以上、国家公務員の一員として、政権を批判してはならない、政権のいうことに従え」という意図が窺がえる。これには2つの大きな謬見が含まれている。

第一に、学問は国家に従属すべきで、学者は国家の命令や方針に服従すべしという誤った学問観である。これは国家から給与を支給されているかぎり政府批判をしてはならないという誤った公民観である。

学問は、国家や時の権力を超越した真理の探究であり、人類全体に貢献するものである。日本学術会議法は人類の平和と福祉の増進に資する研究をするように定めている。時の政権に資するものだけを学問研究とみなすことは大きな誤りである。学問研究によって得られる利益は人類全体の発展に寄与するものでなければならず、その時の権力のためのものではない。「国家から給与を支給されているかぎり政府批判をしてはならない」というのは全体主義国家に特徴的な考え方である。「国家から給与を支給されている」公務員は政権の《しもべ》ではない。公務員は国民全体の利益のためにはたらく。時の政権が誤った判断をすれば、それを国民のために批判することは、むしろ公務員の義務である。

第二に、菅首相は日本国憲法23条が保障している「学問の自由」の意味を理解していない。それは、「学問の自由の保障とは、学者が学問的良心に従って行った言動の評価は、まずは学者どうしの討論にゆだね、最終的には歴史の判断に委ねるべきであり、間違っても《時の権力者》が介入すべきではない、ということである」〈小林節 慶応義塾大学法学部名誉教授〉。日本学術会議が健全に動き、提言を繰り返し提出することによって、権力の暴走を食い止めることができる。学問の自由とは、権力からの自由をも意味する。

今回、菅首相は、特定の学者の言動について「広い視野をもっているか」「バランスのとれた行動であるか」について自分の権限で判断したと告白した。そしてその結果、「国の予算を投じる機関（の構成員）として国民に理解される存在ではない」と認めた。「首相」という権力者は、そのような独自の判断を下すことを憲法で禁じられている。にもかかわらず、首相にはその自覚がない。さらには、高い実績を有する学者たちが全国から会議に集まるために1人につき月額2万円余の交通費を支給する程度のことをあげつらって学術会議に介入しようとするのは権力者の思い上がり以外の何ものでもない。

問題はこれにとどまらない。「説明がない」ことも問題である。日本国憲法63条は「首相は答弁または説明のため出席を求められた時は、国会に出席しなければならない」と定める。この趣旨について政府は「首相らには答弁し、説明する義務がある」（1975年の内閣法制局長官）という見解を示している。しかし、菅首相は官房長官時代から記者会見で「指摘はまったく当たらない」と答弁逃れの文言を繰り返し、憲法を無視し、説明を拒否してきた。「説明をする」ということが民主政治の基礎であるのは論をまたない。

説明なしで重要な決定が繰り返し行われれば、国民は、政府の意に適うことは何なのかが分からなくなり、ひたすら政府の意向を忖度して動くことになる。これは、独裁恐怖政治と全体主義に道を開くことになる。戦前の独裁恐怖政治に逆戻りしないように、政策決定の過程の透明性を公開し、説明責任を果たし、説明できない決定は直ちに撤回すべきである。今回の日本学術会議会員の任命拒否はまさしくこの撤回すべき事案である。

令和2年11月15日

憲法を守る室蘭地域ネット

戦争をさせない西胆振の会

登別9条の会

室蘭・鉄鋼9条の会
